

第10章

ミクロネシア連邦の自立の過程

はじめに

1991年第46回国連総会は、全会一致で7カ国の新規加盟を認めた⁽¹⁾。新たに加盟国となった7カ国のうちミクロネシア連邦 (Federated States of Micronesia, 以下、FSM という) およびマーシャル諸島共和国 (Republic of the Marshall Islands, 以下、RMI という) は、太平洋の島嶼諸国のうちミクロネシア⁽²⁾に属する国である。国連に加盟が認められたことにより、FSM、RMI は国際社会において主権独立国家としての政治的地位が正式に認知されたものとして扱われているように思われる⁽³⁾。しかし、FSM と RMI の政治的地位は、アメリカ合衆国との自由連合国 (Freely Associated State, 以下、FAS という) であって、この地位は真の独立国とはいえないものである。このことは、非自治地域が自治を達成する方式として国連自体が1960年12月15日の総会において採択した決議1541(XV)⁽⁴⁾において、FAS を主権独立国家とは区別して規定していることを根拠として指摘することができよう。また、アメリカとミクロネシア代表との間で自由連合協定を締結するための前提となる「自由連合協定のための合意原則」(Statement of Agreed Principles for Free Association) が1978年4月9日に調印されたが、合意された第1原則には、ミクロネシアの政治的地位は、独立とは区別された自由連合の地位であると述べられている (*American Journal of International Law* [1978], pp.882-883)。

したがって、国連加盟国であっても真の独立国家とはいえない国もあり得るのである⁽⁵⁾。ところで、FASという政治的地位で国連に加盟している国は、現時点ではFSMとRMIのみである。そこでまず本稿では、国連加盟国でありながら完全な主権独立国家とはいえないユニークな政治的地位に置かれているFASを代表する国としてミクロネシアのFSMを研究対象に取り上げ、その政治的地位をめぐるアメリカ政府との交渉過程、政治的地位の内容、さらにFSMの憲法、統治機構等について検討を試みることにする。

FSMは、地理的にみれば西太平洋のカロリン諸島にあり、607の島から成り、面積は約700平方キロメートルである。連邦制を採用し、チューク(Chuuk)⁽⁶⁾、コスラエ(Kosrae)⁽⁷⁾、ポーンペイ(Pohnpei)⁽⁸⁾、ヤップ(Yap)の4州から構成されている。

歴史的にみれば、当初スペインの支配下に置かれ、1899年以降ドイツが統治権を及ぼした。第1次大戦に際し、日本海軍が占領し、軍政を行い、1919年のヴェルサイユ条約により国際連盟の委任統治領として引き続き日本が統治した。しかし、第2次大戦の結果、FSMはアメリカの占領下に置かれることになった。

第1節 ミクロネシアに対するアメリカの統治

1. 軍政時代(1944~47年)

ミクロネシアおよびその海域は太平洋戦争の主な戦場となり、いくつかの島々は悲劇的な玉砕の場となった。1944年2月のマーシャル諸島クワジャリン、ルオットの占領を皮切りに、ミクロネシアの戦略拠点とされた島々は次々とアメリカ軍の占領下に置かれた。占領地に対してはアメリカ海軍が軍政を行った。

2. 海軍の暫定統治 (1947～51年)

日本の降伏後、全ミクロネシアに対しアメリカ軍の軍政が行われていたが、1947年4月2日に国連安全保障理事会で「信託統治協定」が承認され、同年7月18日アメリカ議会の承認により効力が発生した。すなわち、この日から国連憲章（以下「憲章」という）第12章に規定された信託統治制度に基づく信託統治地域⁽⁹⁾として、引続きアメリカが憲章81条に定める施政権者 (administering authority) としてミクロネシアの統治を行うことになった。アメリカの統治は、1951年6月30日まで海軍が暫定的に行い、その本部はハワイのパール・ハーバーに置かれた。

3. 内務省による統治 (1951～65年)

1951年7月1日に統治機関が海軍省から内務省に移管された。しかし北マリアナ諸島のサイパン島およびテニアン島等は、軍事上の理由から再び海軍省の管轄下に戻され、1962年5月まで海軍省による統治が続いた。内務省は信託統治地域政府を1954年にハワイからグアムに移転し、さらに62年7月からサイパンに移転した。

4. 制限された自治権行使期とミクロネシアの分裂 (1965～79/81年)

ミクロネシア人民の自治権拡大の要求にこたえるものとして、ミクロネシア議会 (Congress of Micronesia) が創設されることになり、1965年1月に議員選挙が実施され、同年7月12日最初の議会が開かれた。ミクロネシア議会は二院制で、信託統治地域を構成する6地区から各区2人ずつ、4年の任期で選出される12人の議員よりなる上院と、地区の人口比により選出される21人の、任期2年の議員よりなる下院とにより構成されていた。しかしミクロ

ネシア人による立法機関ではあったが、アメリカ政府を代表する高等弁務官の拒否権が認められており、施政権者の意思に反する立法等はできない仕組みになっていた⁽¹⁰⁾。

1969年からアメリカ、ミクロネシア間でミクロネシアの将来の政治的地位を定めるための交渉が始まった。この交渉の過程でマリアナ地区が他の地区から分離して、アメリカの主権の及ぶコモンウェルス (Commonwealth)⁽¹¹⁾の地位を選択する意思を表明して分離交渉を行い、1976年から北マリアナ諸島 (以下、CNMI という) という単一の政治的主体となった。一方、残りのミクロネシアは引き続きアメリカとの間で政体交渉を継続したが、次第に財政問題等を中心にパラオ、マーシャル両地区と残りの4地区 (チューク、コスラエ、ポンペイ、ヤップ) との足なみが乱れていった。CNMIを除くミクロネシアは将来の政治的地位として、アメリカとの「自由連合」(free association) という地位を選択し、そのための交渉を継続していた。そして新たに創設される自由連合国の骨格となるミクロネシア連邦憲法の制定作業が、ミクロネシア議会により設置された憲法制定会議により1975年7月から進められていたが、同年11月8日までに完成し、同日反対なしに採択された (Office of the Convention President [1976])。調印された憲法案に対する住民投票は、投票に加わらなかったCNMIを除く、ミクロネシアの6地区で1978年7月12日に実施された。開票の結果、パラオ、マーシャル両地区は否認、残りの地区は承認した。この結果、CNMIに続きパラオ、マーシャルが分離して、それぞれが別個にアメリカの自由連合国となることになり (Meller [1985], p.328)、ミクロネシアはひとつのコモンウェルス、3つの自由連合国という、4つの政治的主体に分裂することになった。分離したCNMI、パラオ、マーシャルはそれぞれが憲法を制定し、各憲法は住民投票を経て、CNMIは1978年1月9日に、パラオは81年1月1日、マーシャルは79年5月1日に施行された。一方、FSMの憲法も1979年5月10日に施行された。こうして、各憲法の施行日と同時に4自治政府が発足した (*Far East and Australasia 1993* [1992], pp. 690, 694, 745, 759)。

5. 自治政府の発足期から信託統治（アメリカ統治）の 終了まで（1979/81～90年）

自治政府は発足したものの、これらの地域は依然として国連の信託統治地域であり、統治権はきわめて限定されたものとはなかったが、引き続きアメリカによって行使されていた。

1986年になり、アメリカはパラオを除く信託統治を終了することを決意し、国連信託統治理事会にこのことを伝え、信託統治理事会も同年5月26日賛成3、反対1で信託統治の終了を決議した（U.S. Department of State [1986], p. 139）。この決議を受け、同年11月3日アメリカ大統領は大統領宣言（proclamation）を発し、同日をもって信託統治が終了し、パラオを除く3地域が信託統治に代わる新しい政治的地位に移行した。それと同時に自由連合協定も発効した（U.S. Department of State [1986], pp.273-275）。本来であれば、ミクロネシアは戦略地区としての信託統治地域であるので、国連憲章上は安全保障理事会がミクロネシアの政治的地位の変更等については全権限と責任を有している。しかし、アメリカは旧ソ連の拒否権行使を恐れて（Firth [1989], p. 81）、信託統治の終了手続を安全保障理事会に付託しなかったのである。安全保障理事会の承認を欠く信託統治の終了は、ミクロネシアの新しい政治的地位の有効性が不明確となり、ミクロネシアは、国際社会において国家としての正当性がなかなか認知されないことになった（Leibowitz [1989], pp.600-601）。しかし、そのような不安定な状態から4年経過した後、アメリカは改めて安全保障理事会に信託統治の終了問題を付託し、1990年12月22日安全保障理事会は賛成14、反対1（キューバ）によりミクロネシアの信託統治の終了を決議（S.C. Res. 683）した（*Washington Pacific Report* [1991], pp.1-3）。こうして、ここに初めてミクロネシアに対するアメリカの統治が正式に終了し、ミクロネシアはアメリカの自由連合国として、自らの手による国家経営の第一歩を踏み出したのである。

第2節 将来の政治的地位をめぐる交渉

1. 交渉の背景

第2次大戦の終結時からアメリカはミクロネシア全域に対する軍政を開始したが、ミクロネシアを今後どのように扱うかについてはアメリカ内部で意見が分かれていた。一方の極には併合せよという意見 (Webb [1974], p.79), 他方には帝国主義的な手段を否定し、国連に扱いを委ねるべきだとの意見 (Leibowitz [1989], p.487)⁽¹²⁾があった。特にアメリカ軍部は戦争を通じて多大な人的犠牲の下に確保した地域であり、また戦略上の重要拠点であることを理由に、この地域を手放すことには強く反対していた (Gale [1979], p.52)。

1945年6月25日に調印された国連憲章第12章により、新たに国際信託統治制度が創設されることになり、ミクロネシアを含む11地域がこの制度の対象として指定された。国連憲章の作成過程で、アメリカ軍部の主張する戦略上の利益を確保するために、アメリカは国連憲章に「戦略地区」(strategic area)の規定(第82条, 83条)を入れ、ミクロネシアのみをその対象とした⁽¹³⁾。国連憲章第79条, 第82条および83条に基づく信託統治協定は、1947年4月2日国連安全保障理事会で承認され、同年7月18日に発効した。この信託統治協定第13条にアメリカは安全上の理由により、ミクロネシアに外部から閉鎖できる地域を決定することができる旨の規定を置き、現実これを根拠にアメリカはマーシャル諸島のビキニ環礁等で核実験を行い、またマリアナ諸島のサイパン島は中央情報局(CIA)の対ゲリラ戦用訓練基地として使われ、この地域に立ち入ることは制限されていた (McHenry [1975], p.57)。アメリカはミクロネシアが信託統治制度の下に置かれたあとも、引続き戦略防衛上の観点からのみ統治を続け、信託統治協定第6条第2項に定められている「住民の経済的進歩及び自立を促進すること」の義務の履行はなおざりにされていた。このようなアメリカの政策は、ミクロネシアを軍事目的のために外部から遮

断しておくことから“strategy of denial” (Leibowitz [1989], p.487) “zoo theory” (Heine [1974], pp.56,146) などと評された。

しかし、このような状況は1960年代になって変化していった。政策変更をもたらしたのは国連の非植民地化運動である。1960年12月14日に国連総会は、「植民地独立付与宣言」(Declaration on Granting Independence to Colonial Countries and Peoples) (G.A. Res. 1514(XV)) を採択し、翌年の11月27日には植民地独立付与宣言の内容を具体化するために「植民地独立付与宣言履行特別委員会」(Special Committee on the Situation with Respect to the Implementation of the Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and People—別名「非植民地化委員会」[Committee on Decolonization] または「24カ国委員会」[Committee of 24] ともいう) を設置した。ミクロネシアの状況を視察するため、国連は1961年以来3年ごとに調査団を派遣することにした。特に1961年の国連調査団はアメリカがミクロネシアの経済開発のためにほとんど何もしてこなかったこと等を厳しく批判した (McHenry [1975], p.13)。

このような国連の動きを背景にアメリカはミクロネシアに対する統治を改善し、財政支出も増加させた⁽¹⁴⁾。1959年に州に昇格していたハワイ選出の議員もアメリカの経済援助を拡大することを強く支持した (U.S. House [1983], p.10)。統治の改善と並行して、ミクロネシアの自治権を拡大する政策も実行に移した。すなわち1964年に、制限された機能であるとはいえミクロネシア人が立法権を行使する「ミクロネシア議会」(Congress of Micronesia, 以下COMという) の設立が決まり (Meller [1969]), 翌65年に議員選挙が行われ、同年7月に第1回議会が開かれた。さらに、信託統治終了後のミクロネシアの新しい政治的地位を定めるための交渉がアメリカとミクロネシア代表との間で開始されることになった。そこでミクロネシア側はミクロネシアの採用すべき将来の政治的地位を検討するため「将来の政治的地位委員会」(Future Political Status Commission, 以下FPSCという) を1967年8月8日に設置した。この委員会はミクロネシアを構成する6地区からそれぞれ1人選出され

た委員から構成されていた。FPSC のメンバーは南太平洋諸国の政治的地位について調べるため、1969年春、西サモア、ニュージーランド等へ調査旅行を行い、この調査結果を基礎にミクロネシアの政体として自由連合が望ましいとする報告書を同年7月 COM に提出した (McHenry [1975], pp.89-92)。FPSC 代表とアメリカ代表(国務、国防、内務各省代表)との第1回政体交渉は1969年10月にワシントンにおいて行われた。

2. ミクロネシア側の基本方針

交渉に臨むミクロネシア側の基本方針は、信託統治後の政治的地位としては独立するか、アメリカとの自由連合かのいずれかとし、自由連合のほうがより望ましい政体であるとした。COM も自由連合を支持したが、その際、次の4原則を確認した (Leibowitz [1989], pp.641-642)。

- (1) ミクロネシアの主権は、ミクロネシア人民およびミクロネシア人民により正当に設立した政府に存する。
- (2) ミクロネシア人民は自決権を有し、それ故に独立または他の国家、国際組織との自由連合の下で自治を選択することができる。
- (3) ミクロネシア人民は自らの憲法を制定し、いかなる時にも憲法または政体を修正、変更もしくは廃止する権利を有する。
- (4) 自由連合は取り消し得る協定によるものとし、当事国が一方的に終了させることができるものとする。

3. アメリカ側の基本方針

アメリカ側の方針は、戦略上の立場からミクロネシアを信託統治終了後も引続きアメリカの政治的枠組の中に組み入れ、アメリカと恒久的関係を持続させるというものであった。このような方針を具体化するためのミクロネシアの政治的地位として当初検討したのは、アメリカの連邦に編入されない属

領 (unincorporated territory) であった。しかし、この提案はミクロネシア側から強く拒否されたので、次に示したのが、プエルト・リコの政治的地位に似たコモンウェルス (Commonwealth) という政治的地位であった (Leibowitz [1989], p.642)。

4. 交渉の経過

ミクロネシア、アメリカ間の政体交渉は、1969年10月から76年7月まで、非公式の会議を除き、8回の会議がもたれた。第1回会談においてアメリカ側が示した土地収用権および内政に関しては、アメリカが最終権限を有するとの考えを、ミクロネシア側は受け入れがたいものとした。第2回会談でアメリカ側はミクロネシア側が示した自由連合構想は受け入れられないとして逆にコモンウェルスの地位を最善の案として提案した。ミクロネシア側はこの提案を拒否し、第2回会談はものわかれに終わった。1971年に行われた第3回会談において、自由連合の基本的枠組について両者は合意に達した。翌1972年の第4回会談で自由連合協定の終了問題を含む協定の内容についての話し合いが行われ、協定の原則的事項は双方から基本的に了承された。同年ワシントンで開かれた第5回会談において、自由連合協定の前文および内政、外交、防衛に関する自由連合協定草案(The Joint Committee on Future Status, COM [1972])が作成された。その後数回の公式、非公式の会談を経た後、1976年にサイパンで開かれた第8回会談において、今までの協議を通じて合意に達した自由連合協定草案に双方の代表が仮調印した。しかし、海洋資源に対する管轄権等の問題は未解決のまま、今後の交渉に委ねられた (Office for Micronesian Status Negotiations [1976])。

5. 北マリアナの分離

将来の政治的地位をめぐる第2回会談の行われた1970年5月頃からマリア

ナ地区は他の地区の意向と異なり、アメリカとの強い結びつきを望むようになった。1972年4月にパラオで開かれた第4回会談においてマリアナ地区代表は、アメリカとの間でより緊密な政治的関係を築くために分離交渉することを要求した。この要求を他の地区代表は強く批判し、マリアナ地区の分離運動に反対した。国連もこの動きを批判したが、アメリカはマリアナ地区の要請に応える形で、1972年12月から個別交渉を開始した。交渉は1975年2月まで5回にわたり、すべてサイパンで行われた。

交渉の結果、マリアナ地区は、ミクロネシアの他の地区から政治的地位の形態においても分離し、新たにアメリカの主権の及ぶ「コモンウェルス」となることが決定した。この政治的地位を確定するための基本的文書である「アメリカ合衆国との政治的結合体である北マリアナ諸島コモンウェルスを創設する盟約」(Covenant to Establish a Commonwealth of the Northern Mariana Islands in Political Union with the United States of America, 以下、「盟約」という)が1975年2月15日に調印された。盟約はマリアナ地区の承認手続およびアメリカの承認手続を経て1976年3月24日に発効した。内務省長官は、盟約の発効日付で省令(Order No.2989)を発し、これにより同年4月1日からマリアナ地区の行政機構は、信託統治地域政府から正式に分離した(U.S. Department of State [1979], pp.159-165)。

6. マーシャル諸島、パラオの分離

信託統治終了後の自治政府の基礎となる憲法を制定するための会議(Micronesian Constitutional Convention, 以下、制憲会議という)が第5期COMによって設立され(Public Law No.5-60), 1975年7月12日から11月8日まで会議がもたれた(U.N. Trusteeship Council [1979], p.11)。制定された憲法草案は、制憲会議の最終日に反対なしに採択され、1978年7月12日にCNMIを除く、ミクロネシアの6地区で憲法を承認するための住民投票が実施された。開票結果はチューク、コスラエ、ポーンペイ、ヤップが承認、マーシャル諸

島、パラオは否認であった (U.N. Trusteeship Council [1979], p.57)。そのため、マーシャル諸島、パラオの両地区は FSM には加わらず、それぞれが独自に憲法を制定して、独自の政治的主体となり、アメリカとの間で個別に自由連合協定を締結することになった。しかし、マーシャル諸島、パラオの分離運動は、FSM 憲法草案に対する住民投票の実施に先立つ 2 年ほど前の段階で顕在化していた。すなわち 1976 年から 77 年初めにかけて、両地区の代表は COM において自分たちの地区がそれぞれ分離して独立した政治的主体となること、そのためにアメリカとの政体交渉も分離して行うことを表明していた。

1977 年 5 月にホノルルで開かれた、非公式の政治的地位交渉会談の席上、マーシャル、パラオの両地区代表はそれぞれ統一ミクロネシア代表は認められないことを宣言した。さらに同年 7 月にグアムで開催された第 2 回非公式会談で両地区代表は 1976 年の自由連合協定案および FSM 憲法草案は受け入れられない旨の決議案の採択を主張した。このような分離主義の流れを受けて、1977 年 10 月のハワイ・モロカイにおける再開第 1 回政体交渉会議は、マーシャル諸島を代表する Marshalls Political Status Commission (MPSC)、パラオを代表する Palau Political Status Commission (PPSC)、残りの 4 地区を代表する Commission on Future Political Status and Transition (CFPST) の、3 政体委員会に分かれて交渉が行われることになったのである。この会談を締め括るにあたり、3 委員会代表は共同声明を発表し、FSM 憲法草案が 6 地区すべてにおいて承認されたときはミクロネシアの統一を維持することを確認していた (FSM [1980], pp.3-13)。

しかし、FSM 憲法草案がマーシャル、パラオ両地区で否認されたことにより、両地区の分離は決定的になったのである。こうしてマーシャル諸島は独自の憲法を制定し、1979 年 5 月 1 日に施行し、パラオにおいても固有の憲法が制定され 1981 年 1 月 1 日から施行された。アメリカの内務省も省令 (Order No.3039) を発し、信託統治地域政府の統治機構においても、マーシャル諸島、パラオの分離を認めた。

これら両地区が分離したのは、その背景に、次のような事情があったからである (U.N. Trusteeship Council [1979], pp.35-37)。マーシャル諸島については、クワジャリン環礁のミサイル基地使用料を確保することが必要であった。マーシャル諸島は他地区と比べ異なる言語、文化を有している。国家機構としては議院内閣制が望ましいと考えていたこと、土地所有制度が変更されることを恐れたこと、なども分離を決定する重要なファクターであった。

パラオについては、FSMにとどまっていれば、人口の多い、開発の遅れた地区の影響を受けることになるが分離すれば開発をより良く進めることができること、パラオの文化や資源を保護することができること、等の事情があった。

第3節 自由連合協定の内容とその分析

1. 国際法上の「自由連合」の意味

政治的地位を示す「自由連合」(Free Association)は、「その領域の防衛・外交は連合された国が責任を負い、内政問題はほとんどすべてその領域に委ねられる」ものであり、このような領域のあり方は、伝統的な被保護国(Protected State)ときわめてよく似た地位である (James [1986], p.104)。自由連合の概念は、1960年12月15日採択の国連総会決議 GA Res. 1541 (XV) 15 U. N. GAOR, Supp. (No16) 29, U. N. Doc. A/4684 (1960) の付属文書において使われている。国連憲章第73条eに基づく情報の報告義務の有無を決定するための、加盟国の指針としての諸原則の、第6原則に取り上げられ⁽¹⁵⁾、さらに第7原則で、自由連合が認められるための条件が規定された。国連による自由連合承認の要件は、次の5点に整理・集約できる (Crawford [1979], p. 376)。

(1) この地位は、その地域の住民により、自由に選択されたものでなけれ

ばならない。

- (2) 自由連合の条件は、当事国を拘束する形で、明確かつ十分に定められていなければならない。
- (3) 連合した地域は、内政自治の実質的な権限を有しなければならない。
- (4) 連合の政体を受け入れる国家に委託された権限（通常は外交、防衛権）には、連合国内政に干渉する実質的な自由裁量権を含むものであってはならない。
- (5) 連合を受け入れる国及び連合国の双方にとって容易に実施できるものであり、また連合国民の自決権の表明としての、自由連合の終了手続が定められていること。

このように、国連が1960年になって自由連合についての明確な基準を示したわけであるが、しかし、これに先立つ53年には自由連合に類似する政治的地位を有する政治的主体が発足しており、それを参考にしたものと思われる。この政治的主体は、カリブ海に位置するプエルト・リコ（Puerto Rico）である。プエルト・リコの政治的地位は、アメリカのゴモンウェルス（Commonwealth）であるが、プエルト・リコはスペイン語を公用語としており、スペイン語による公式の表記は *Estad Libre Asociado* である⁽¹⁶⁾。日本語に直訳すれば自由連合国となる。しかし、プエルト・リコは国連の基準による自由連合国ではない。現在はアメリカの主権の及ぶ特殊な形態のアメリカ領とされており、その点ではミクロネシアのCNMIときわめてよく似た地位である。1960年に国連総会で承認された自由連合の基準に基づいて自由連合国となった先例としては、南太平洋に位置するクック諸島（Cook Islands）とニウエ（Niue）を挙げることができる。両国はいずれもニュージーランドとの自由連合国である。しかし、国際社会においては両国とも主権独立国家としては扱われてはいない⁽¹⁷⁾。

2. 自由連合協定締結までの過程

1976年にサイパンで開催された第8回会談後、政治的地位をめぐる交渉は中断していたが、1年後の77年5月にホノルルにおいて再開した(FSM [1980])。以後、3回の会談⁽¹⁸⁾を行った後、1978年4月初めにハワイのヒロで政体交渉会議が開催された。この会議には、アメリカ側の Office for Micronesian Status Negotiations (以下、OMSN という) 代表およびミクロネシアの3委員会、すなわちマーシャル諸島 (MPSC)、パラオ (PPSC)、残りの4地区 (CFPST) の各代表が出席した。この会議で8項目からなる「自由連合協定のための合意原則」(Statement of Agreed Principles for Free Association)、いわゆる「ヒロ原則」(Hiro Principles) がアメリカおよび3地区の政体委員代表によって調印された⁽¹⁹⁾。

その後3回の政体会議⁽²⁰⁾を経て、1980年1月にハワイのコナで開かれた会議において、今までの交渉において合意に達した事項がもりこまれた自由連合協定案が示された (FSM [1980], Appendix B)。マーシャル諸島は1月14日に仮調印したが、FSMは10月31日になって仮調印した(U.S. Congress, Senate [1984], p.124)。1981年、レーガン政権誕生後ミクロネシアに対する政策の全面見直しが行われ、また自由連合協定案も再検討された。その結果、レーガン政権としても仮調印された自由連合協定案を支持し、関連別協定を締結することを確認した。1981年10月にハワイのマウイ島で政体交渉会議が開かれ、アメリカ代表はその席で、信託統治は可能な限りなるべく早い時期に終了させること、および仮調印された協定案は、関連別協定の交渉が妥結された段階で、各自治政府およびその国民から承認されることを望んでいる旨伝えた (U.S. Congress, Senate [1984], pp.124-125)。

1982年10月1日、ハワイ、ホノルルにおいて FSM の CFPST 代表とアメリカ代表が自由連合協定案および9つの関連別協定案に調印した (Plebiscite Commission, FSM [1983], Vol.2, p.A-2)⁽²¹⁾。調印された協定案に対する住民投

票は、1983年6月21日にFSM各州で一斉に行われた。投票用紙には2つの質問事項があり、1番目は自由連合と関連別協定を認めるか否かを問うものであり、2番目の設問は自由連合が否認された場合に、どのような政治的地位を望むのか問うものであった（Plebiscite Commission, FSM [1983], Vol.2, pp. E-9-10）。投票結果は設問1は79%が賛成、21%が否認であった。設問2については独立が73%、その他の形態によるアメリカとの関係維持が27%であった（Plebiscite Commission, FSM [1983], Vol.1, p.44）。

住民投票により承認された自由連合協定およびその関連別協定は、FSMの国内承認手続きを経て、1983年9月2日に正式に承認された（FSM, Congress [1986], p.2）。

アメリカにおいても国内の承認手続きを経て、1986年1月14日にアメリカのPublic Law 99-239となった（FSM, Congress [1986], pp.2-3）。

3. 協定の内容

FSMとアメリカとの間で締結された自由連合の関係を確立するための協定は、本協定（Compact）と、関連別協定（subsidiary agreements）から成り立っている。

(1) 本協定

本協定は4つの章から成り立ち、各章ごとに次のような内容の条文見出しが付けられて、構成されている。

前文

第1章 国家関係 第1条（自治）、第2条（外交）、第3条（通信）、第4条（入国管理）、第5条（駐在代表）、第6条（環境保護）、第7条（一般法的条項）

第2章 経済関係 第1条（経済援助）、第2条（事業援助）、第3条（管理的条項）、第4条（貿易）、第5条（財政及び課税）

第3章 安全保障及び防衛関係 第1条(権限及び責任), 第2条(防衛施設及び運用権), 第3条(防衛条約及び国際安全保障協定), 第4条(合衆国軍隊における兵役), 第5条(一般条項)

第4章 一般条項 第1条(承認及び発効日), 第2条(協議及び紛争の解決), 第3条(修正), 第4条(終了), 第5条(効力継続性), 第6条(用語の定義), 第7条(結び)。

(2) 関連別協定

次の10の協定が締結された。

- ・本協定第227節, 第321節, 第323節に基づく, FSMにおける合衆国の軍事使用及び作戦の権利に関する協定
- ・本協定第323節に基づく合衆国軍隊の地位に関する協定
- ・本協定第321節, 第323節に基づく合衆国, FSM 友好協力相互安全保障協定
- ・本協定第2章第2条及び第323節に基づく合衆国連邦計画及び行政事務に関する協定
- ・FSMの海洋資源に対する主権及び管轄権に関する合衆国, FSM 協定
- ・本協定第175節に基づく犯罪人引き渡し, 法律執行上の事柄に関する相互援助及び処罰に関する協定
- ・本協定第131節に基づくパラオ, FSMに対する合衆国の電気通信業務の供給に関する協定
- ・本協定第132節に基づくパラオ, マーシャル諸島, FSMにおける合衆国の電気通信業務の運営に関する協定
- ・本協定第234節に基づく協定
- ・本協定に定める合衆国の経済援助, 計画及びサービス提供の履行手続に関する協定

4. 協定の意味と分析

(1) 協定締結の目的

アメリカ、FSM が長期にわたる政体交渉を経て、合意に達したことにより、自由連合協定が締結されたわけであるが、しかし、双方には協定の締結に当たり、それぞれ次のような目的があった (U.S. Congress, Senate [1984], pp.125-128)。アメリカの目的は次の3点にまとめることができよう。(1)中部太平洋の広大な地域に安定した政治的枠組を構築することにより、長期間にわたる開発を進めること。(2)信託統治終了後も、アメリカ統治時代に培われた、緊密で友好的な関係を維持すること。(3)この地域におけるアメリカの安全保障上の利益を保護すること。一方、FSM の立場は、次の4点に整理できよう。(1)自決のための主権的権利が認められ、FSM 自身の憲法が制定できること。(2)FSM の名において内政権を有し、外交関係が処理できること。(3)15年間にわたりアメリカから国家運営に必要な相当額の財政援助が得られること。(4)アメリカが FSM に対し自国の防衛と同様の防衛義務を負うこと。

(2) 協定の内容

第1章 国家関係

- ・ FSM の国家主権——国家防衛権を除く全面的な国家主権を有する (Sec. 111, 121, 311, 313)。
- ・ FSM 憲法と協定との関係——FSM 憲法は FSM の最高法規であり、(FSM 憲法 Art. 2)その制定、改廃は FSM がアメリカの承認なしに自由に行える (FSM 憲法 Art. 14)。ただし、FSM 憲法と協定とは矛盾するものであってはならない (ヒロ原則、第3項)。
- ・ アメリカ憲法及び法律の適用——アメリカ憲法は FSM に適用されない。アメリカの法律は協定に定められた条項に従ってのみ適用される。たとえば、アメリカの「環境保護法」(National Environmental Policy Act of 1969)

は、FSM がアメリカの領土であるかのように、そのまま適用する (Sec. 161, (a), (2))。

- ・外交問題の処理——FSM の国名と権利に基づいて外交問題を処理することができる (Sec. 121)。また、条約を締結し、国際機関に加入することもできる (Sec. 121, 122)。ただし、アメリカの安全保障、国防に関係する場合を除く。この場合はアメリカと協議する (Sec. 121, 123, 313)。FSM はアメリカ以外の国から経済援助を受けることができる (Sec. 121 (b) (2))。
- ・市民権及び入国管理——憲法上の要件を備えた FSM 住民には FSM 市民権が与えられ、アメリカの市民権は与えられず、アメリカの国民ともならない。ただし、FSM 市民はアメリカに入国し、職業につくことができる (Sec. 141)。同様にアメリカ市民も FSM に入国し、職業につくことができる (Sec. 142)。
- ・海洋資源に対する主権——FSM は海洋資源に対する管理権を有し、海洋法条約にも加入することができる (関連別協定、「FSM の海洋資源に対する主権及び管轄権に関する合衆国、FSM 協定」前文)。
- ・裁判権——協定に特別に定める場合を除き、アメリカの裁判所は FSM 政府に対し裁判管轄権を有しない。同様に FSM の裁判所はアメリカ政府に対し裁判管轄権を有しない (Sec. 174)。

第2章 経済関係

- ・資金援助——FSM は協定の条項に従い、原則的には15年間にわたりアメリカから財政援助を受ける。そのうち主たる供与金として、協定発効後5年間は年額6000万ドル、5年目から10年目まで年額5100万ドル、10年目から15年目まで年額4000万ドルを受領する (Sec. 211)。これらの供与金以外にさまざまな計画、使用目的のための個別的な資金が提供される (Sec. 212, 213, 214, 215, 216) (Government of FSM [1991], p.70)。
- ・事業援助——資金援助に加え、気象サービス、郵便事業、航空飛行管理、災害援助、エネルギー開発援助、教育援助等の事業援助が与えられる (Sec. 221)。

第3章 安全保障及び防衛関係

- ・アメリカの防衛義務——アメリカは FSM 及び FSM 市民を攻撃または攻撃の威嚇から防衛する義務を負う。この防衛の程度はアメリカ自身に対する防衛と同等のものである (Sec. 311)。
- ・軍用地の提供——アメリカが FSM に将来軍用地を必要とする場合は、アメリカ、FSM の協議による (Sec. 321)。(関連別協定、「本協定第227節、第321節、第323節に基づく、FSM における合衆国の軍事使用及び作戦の権利に関する協定」参照)
- ・第三勢力排除権——FSM 領域への第三国の軍事力または軍事目的のためのアクセスは無期限に排除する (Sec. 321, 323)。(関連別協定、「本協定第321節、第323節に基づく合衆国、FSM 友好協力相互安全保障協定」⁽²²⁾参照)
- ・核関連事項——防衛のため必要があるときは FSM への核兵器の持込み、貯蔵又は使用は可能である (Sec. 314)⁽²³⁾。
- ・紛争処理——FSM はアメリカの FSM に対する安全保障と防衛の権限と責任に反する行動を差し控える。しかし、その判断は双方の協議に基づくものとし、最終判断はアメリカ政府上層部の判断による (Sec. 313)。

第4章 一般条項

- ・協定終了手続——本協定の存続期間は発効日から基本的には無期限である (Sec. 451) が、次の3種類の終了手続が規定されている。いずれかの手続により終了すれば、協定のほとんどの条項は発効日から15年をもって失効する。ただし、財政援助及び防衛条項については協定発効後13年の時点で更新のための交渉を開始し、15年までに妥結しないときは更に2年間延長し、延長期間中も従来通りの効力が継続する (Sec. 231, 354)。
- ・アメリカ、FSM 双方の合意による終了——財政援助額その他の条項については双方の合意により、終了後も継続する (Sec. 441, 451)。
- ・アメリカ側からの一方的終了——この場合は6カ月前の事前通告をしなければならない。この場合は、協定発効後15年間までは協定のほとんどの条項は継続し、15年後も双方の合意により継続する。ただし、出入国管理、

貿易・税の優遇的扱いは、15年経過後はアメリカが同意しない限り継続しない (Sec. 442, 452)。

- ・FSM 側からの一方的終了——FSM はアメリカに協定終了のための住民投票の実施の意図を通告し、その3カ月以後に住民投票を実施する。住民投票において過半数の賛成が得られたときは、FSM は一方的に終了させることができる。この場合は、防衛、環境保護の条項、及び財政援助のほとんどの条項は15年までは継続する。しかし、保健、教育のための特別援助金、事業計画・サービスの提供、出入国管理、貿易・税の優遇扱いは、アメリカが同意しない限り継続しない (Sec. 443, 453)。

第4節 ミクロネシア連邦憲法と統治機構

1. 憲法の制定過程

COMにより設置された制憲会議が1975年7月～11月にかけて憲法草案を作成し、11月8日に最終案を採択した。採択された憲法草案は1978年7月12日に行われた住民投票により承認され、79年5月10日に施行された (Meller [1969])。憲法第14条第2節に10年ごとの憲法見直し条項が置かれており、この規定に基づく制憲会議が1990年7月16日に開かれた (King [1991], p.185)。この会議で24の修正案⁽²⁴⁾が採択されたが、1991年7月2日に実施された住民投票においてはそのうちの4修正案のみが承認され⁽²⁵⁾、同年8月7日の大統領宣言により修正されたFSM憲法⁽²⁶⁾が7月2日に遡って施行された。

2. 憲法の構成

前文及び本文16条、94節及び憲法と一体をなすものとしての決議から構成されている。憲法の目次に掲げられた各条のタイトルの次のとおりである。

第1条 ミクロネシアの領土, 第2条 最高法規性, 第3条 市民権, 第4条 権利の宣言, 第5条 伝統的権利, 第6条 選挙権, 第7条 各段階の政府, 第8条 政府の権限, 第9条 立法部, 第10条 行政部, 第11条 司法部, 第12条 財政, 第13条 一般規定, 第14条 憲法の修正, 第15条 経過規定, 第16条 施行日

3. 憲法が規定する統治機構等

〈立法部〉

立法権はミクロネシア連邦会議 (Congress of FSM) に付与されている (Art. 9, Sec.1)。議会は一院制であるが、各州から1人ずつ選ばれる4年任期の議員4人と、各州の人口に比例して選ばれる2年任期の議員10人の、2種類の議員によって構成されている (Art. 9, Sec.8)。

〈行政部〉

行政権はFSM大統領に付与されており、任期は4年、連続した2期までで、議会が全議員の過半数の投票により選出する (Art.10, Sec.1)。

大統領の資格要件は、4年任期の議員であって、出生によるFSM市民で、FSMに最低15年間居住したものである (Art.10, Sec.4)。大統領と同じ資格、任期で副大統領が同時に選出される。ただし、大統領と同じ州の居住者であってはならないとされている (Art.10, Sec.5)。正・副大統領選出後欠員となった、4年任期の2人の議員の席は、その後実施される特別選挙により補充される (Art.10, Sec.9, Art.9, Sec.12) (行政部機構図参照)。

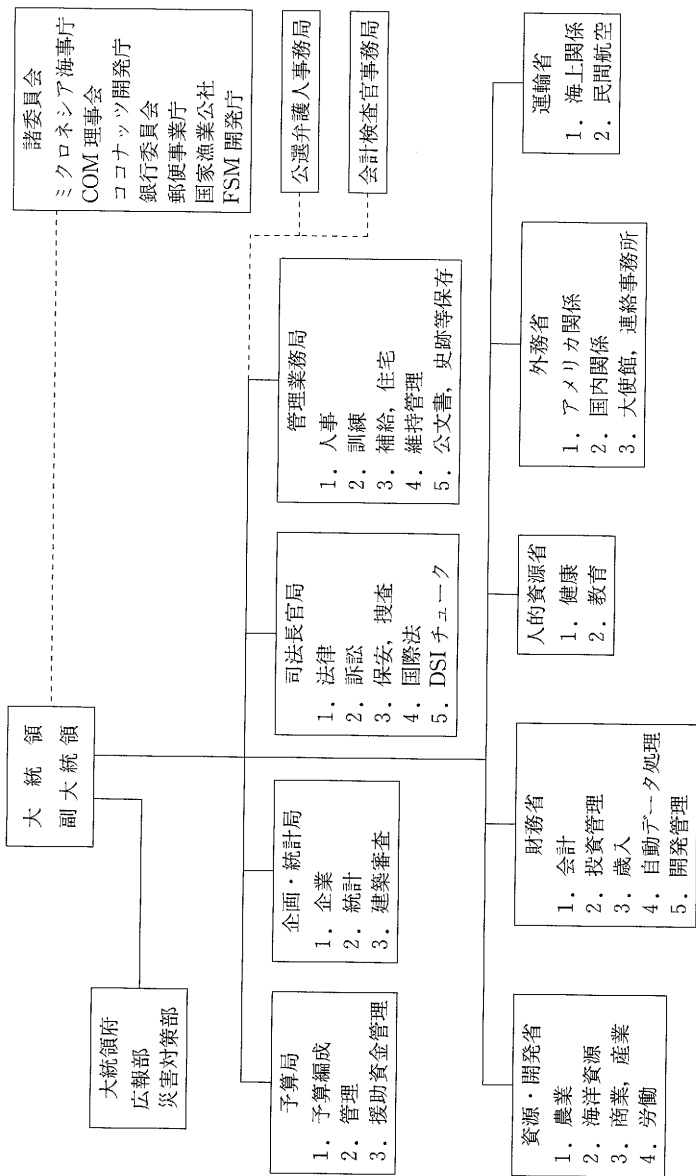
〈司法部〉

司法権は最高裁判所 (Supreme Court) および法令により設置される下級裁判所 (Inferior Courts) に付与されている (Art.11, Sec.1)。

最高裁判所は審判部、上訴部からなる国家の最高の裁判所で、長官および5人以下の陪席裁判官によって構成される (Art.11, Sec.2)。

裁判官は議会の3分の2以上の承認を得て、大統領により任命され、罪過

行政部機構図



(出所) Government of FSM [1991], Fig.27-1.

のない限りその職を保持する (Art.11, Sec.3)。

〈伝統的権利の保護〉

憲法のいかなる条項によっても酋長の役割、機能は否認されない (Art.5, Sec.1)。FSM 人民の伝統は法令により保護される。そのため第4条 (権利の宣言) と抵触することがあっても、伝統保護のための避けがたい社会目的として考慮されなければならない (Art.5, Sec.2)。議会は必要な場合には「酋長会議」(Chamber of Chiefs) を設置することができる (Art.5, Sec.3)。

さらに、この憲法には決議 (Res. No.32) が添付されており、この決議において酋長の役割、機能が減じられず、酋長の名誉と尊敬が否定されないことを謳っている。

〈地方政府〉

地方自治について、憲法第7条1節で州および地方自治体(local)に政府を認めている。州については民主的な憲法をもつことを定め (Art.7, Sec.2)、州の権限は、連邦中央政府に明白に委任されていない権限または州に明白に禁止されていない権限であると規定している (Art.8, Sec.2)。

〈市民権及び土地所有権〉

次の2つの要件にかなう者に市民権を認める。そのひとつはFSMの定住者で信託統治地域の市民であった者である (Art.3, Sec.1)。もうひとつのタイプは両親またはそのうちの1人がFSM市民である者から生まれた者である (Art.3, Sec.2)。

土地所有権については、憲法上次のように定められている。市民でない者、または市民により全面的に所有されていない法人は、FSMの土地または海に対する権原を取得することはできない (Art.13, Sec.4)。また、市民でない者、市民又は政府により全面的に所有されていない法人による、土地使用のための無期限の賃貸借契約は禁止されている (Art.13, Sec.5)。

おわりに

本稿を締めくくるにあたり、FSMに対する日本政府、企業等の対応について以下のことを提言したい。

まず第1に、FSMは、国際社会において主権独立国家と同様に扱われ、国連にも加盟が認められている。しかも、他の国に比べ、日本に対し特別な感情を有しているものも多い (U.S. House [1983], p.9)。このような国との友好、親善関係を促進、助長することは日本にとってきわめて利益のあることであり、その目的成就に少しでも寄与するような立場から経済協力、経済開発等を進めるべきである。また、FSMには固有の文化、伝統があり、最近その影響力が薄れてきたとはいえ、酋長等伝統的指導者の果たす役割も大きい。したがって、経済協力事業等を進めるうえではこのような伝統的社会構造にも十分留意する必要がある。そして、最後に最も強調したい点は、FSMが、実質的にはアメリカの属領国家である、という事実である。アメリカはミクロネシアの信託統治を終了するにあたり、自由連合という政治的地位を選択し、FSMが表面的には主権独立国家になったかのような体裁を整えた。しかし、アメリカは戦略上の立場から永久にFSMを自己の勢力圏の中に留めておく必要があったが、自由連合協定によりその目的は達せられているのである。自由連合協定の存続期間は基本的には無期限であるが、協定の終了手続きをとれば、協定のほとんどの条項は15年で失効する。すなわち、協定の発行日は1986年11月3日だったので、その15年後の2001年11月2日には終了することになる(ただし、strategic denial=第三勢力排除権は無期限である)。その場合は、協定第231条の規定により終了日の2年前から自由連合協定の更新のための交渉が始まることになる。しかし、自由連合が同じ政治的地位のまま更新されるのか、自由連合に代わる新しい政治的地位を選択するのか、現時点ではまだ不明確である⁽²⁷⁾。しかし、ただひとつはっきり言えることはFSMが安全保障、国防の権利をもつ完全な主権独立国家になる可能性はほぼ考えられ

ないことと、現行の自由連合の関係を大幅に変更するのは、現在の FSM の財政状況から判断してきわめて難しいのではないかと思われることである。すなわち、1990年現在の FSM の歳入において自由連合協定にともなうアメリカからの資金（以下、Compact Fund という）を主な財源とする外部からの援助金が、全歳入額の73.2%、Compact Fund の資金運用による利子等の収入が10.5%、税収入が8.5%、漁業権の設定による収入が7.8%という内訳になっており（Government of FSM [1991], p.73）、FSM が自己の財源でまかなえる部分は歳入の16.2%でしかないのである。仮に FSM が自由連合の継続を選択しなかった場合を想定してみると、自由連合が終了して Compact Fund が入ってこなくなれば FSM 政府はこれらの財源に見合うものをどこからか調達しなければならない。しかし、自らの力でこれらの歳入源を確保するのは不可能であろう。

FSM の主な輸出品目は、漁業製品、コプラであり、これに観光収入を合わせても、これらによる外貨収入は、輸入額の10%以下でしかないからである⁽²⁸⁾。そこで、日本を含む先進工業国、国連開発計画(United Nations Development Programme) 等から ODA その他の経済援助を受けることになろう。この場合、仮に日本が ODA 供与国としてトップの座を占めることになった場合でも、アメリカは依然として太平洋を「アメリカの湖」として勢力権に組み入れており（Hayes et al. [1986], p.2）、ミクロネシアを無期限にアメリカの戦略的支配の下に置いておくことができるのである。このことは、日本の経済援助がアメリカの支配権を物質的に支える役割を演じるということの意味する。アメリカの立場からみれば、自らの懐を痛めないで、換言すれば Compact Fund を出さずして自分の支配権を従来どおり維持できるという利益は引続き享受でき、しかも表面的には FSM を独立させたとの体裁をとることができるのである。

したがって、アメリカにとっては自由連合を継続すれば、アメリカの戦略上の利益はそれだけ確実に確保できることになるが、仮に自由連合協定が終了しても、依然としてミクロネシアにおける戦略上の利益は維持できるので

ある。この場合は、アメリカは Compact Fund の負担なしに、他国に ODA の形で FSM に対する経済援助を肩代わりしてもらうことになる。

我が国としては FSM に対し引き続き友好親善関係を深め、FSM 国民のニーズに応えられるようなきめ細かな経済援助を進め、また観光業や漁業資源のような日本にとっても有用な事業を共同で開発し、促進する政策を進めるべきである。しかし、FSM がアメリカとの関係では特殊な地位に置かれている国家であることを常に理解しておく必要がある。

〔注〕—————

- (1) 加盟が認められた国は、韓国、朝鮮民主主義人民共和国、エストニア、ラトビア、リトアニア、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国の7国である。
- (2) 太平洋の島嶼諸国・領域は、人種的・民族的観点から、Micronesia, Polynesia, Melanesia の3グループに分類されており、そのうち Micronesia に属する国・領域は、キリバス共和国 (Republic of Kiribati), ナウル共和国 (Republic of Nauru), グアム (Guam), 北マリアナ諸島コモンウェルス (Commonwealth of the Northern Mariana Islands), FSM, RMI, パラオ共和国 (Republic of Palau) の7国・領域である。しかし、本稿ではキリバス, ナウル, グアムを除く4国・領域をミクロネシアという。
- (3) 本稿の執筆時点で、FSM は国連以外の国際機関としてアジア開発銀行, IMF, 世界銀行, 南太平洋フォーラム (SPF), 南太平洋委員会 (SPC) に加盟が認められており、また34カ国と外交関係を樹立している。そのうちの3カ国は FSM の首都に大使館を開設している (*Pacific Magazine*. Jul./Aug., 1993, p.45)。
- (4) G. A. Res. 1541 (XV), Principle VI, VII.
- (5) たとえば国連原加盟国のうち、白ロシア (ベラルーシ) およびウクライナは旧ソ連を構成する共和国であり、完全な独立国家と認められるための要件を欠いていた (Crawford [1979], pp.132-133)。
- (6) 1989年の州憲法により、州の名称を従来のトラック (Truk) から変更した。
- (7) クサイ (Kusaie) という島名でボナベに属していたが、1977年に分離し、名称も改めた。現地ではコシャエと発音されている。
- (8) 1984年の州憲法により、州の名称を従来のボナベから変更した。
- (9) 信託統治地域となった11地域のうち、ミクロネシアのみが国連憲章第82条

に定める「戦略地区」(strategic area)とされた。戦略地区は他の信託統治地域と異なり、安保理事会が国連の任務を担当することとされ、施政権者のアメリカは拒否権を行使することができた。

- (10) Meller [1969] および1964年9月28日付けアメリカ内務省省令 No.2882 参照。
- (11) コモンウェルスという語は現在の世界政治のなかで多義に使用されている。アメリカ合衆国を構成する州の名称(たとえば Commonwealth of Kentucky など)として、独立国が国名の一部(たとえば Commonwealth of Australia, Commonwealth of Dominica など)として、諸国家の連合組織の名称(たとえば Commonwealth of Nations, Commonwealth of Independent States)として、等である。しかし、マリアナ地区の選択した政治的地位としての意味は、アメリカの主権の及ぶ、アメリカとの政治的結合体である自治領という意味である。
- (12) 詳細については、原典である、Richard, *United States Naval Administration of the Trust Territory of the Pacific Islands* (U.S. Off. of Chief of Naval Operations). Vol.III, 1957, pp.6-19 を参照されたい。
- (13) 戦略地区として指定されないすべての地域に関する国連の任務は、総会が行うことになっているのに対し、戦略地区だけは安保理事会がその任務を行うとされ、アメリカは拒否権を行使することができた。
- (14) 1947~52年の年平均100万ドル、47~63年の年平均500万ドルが、63年には1500万ドルに増額された (McHenry [1975], p.15)。
- (15) 非自治地域が自治を達成する手段として、次の3つが示された。(1)独立、(2)他の独立国への統合、(3)他の独立国との自由な連合。
- (16) Resolution No.22 (approved by the Constitutional Convention of Puerto Rico in the plenary session held February 4, 1952) 参照。
- (17) クック諸島はその後、外交面においていっそう自立の傾向を強め、1983年には外務省を設置し、自ら条約を締結し、国際機構にも加盟している (*Far East and Australasia 1993* [1992], p.703)。
- (18) 1977年7月(グアム) 1977年8月(ハワイ・モロカイ) 1978年1月(サンディエゴ)。
- (19) ヒロ原則の8項目は次のとおり。(1)自由連合協定は政府間ベースで締結される。協定有効期間中のミクロネシアの政治的地位は、独立国ではなく自由連合としての地位である。(2)自由連合協定は、国連監視の下に住民投票にかけられる。(3)ミクロネシア各国の憲法は、この原則に述べられた自由連合の政治的地位と調和するものでなければならない。(4)ミクロネシア国民は、全面的な内政自治権を享受する。(5)アメリカは、必要な軍事施設の設置および

運営を含め、ミクロネシアの安全保障および防衛に関する事項について、全権限と責任を有する。ミクロネシア国民は、この権限と責任に適合しない行動を差し控える。この権限と責任は15年間保障される。(6)ミクロネシア国民は、海洋資源を含む外交に権限と責任を有する。この権限の行使にあたっては、アメリカと協議し、ミクロネシアの安全保障と防衛のための権限と責任に適合しない行動を差し控える。(7)第5項に述べられたアメリカの防衛権と責任の継続を条件に、協定に定められた手続きに従って、自由連合の政治的地位を、一方的に終了させることができる。(8)自由連合の政治的地位が、双方の合意によって終了した場合は、アメリカの経済援助は、合意した期間継続する。アメリカが一方的に終了した場合は、アメリカは残存期間中の経済援助の義務を負わない (FSM [1980], appendix E)。

- (20) 1978年9月(サイパン) 1979年1月(サイパン) 1979年5～6月(ニューヨークおよびワシントン)
- (21) なお、調印時までに協定案がまとまっていなかった、10番目の関連別協定の「本協定に定める合衆国の経済援助、計画およびサービスの提供の履行手続きに関する協定」は、1983年6月15、16日にかけて調印された (Plebiscite Commission, FSM [1983], p.A-7)。
- (22) この協定の発効日は本協定と同じであるが、実際に適用されるのは本協定の期限の到来時か終了時からであり (Art. IX), FSM, アメリカ双方の合意により終了または修正されるときまで、換言すれば、アメリカが同意しないかぎり、この協定は全面的に効力をもち続けることになっている (Art. X)。
- (23) FSM 憲法第13条第2節に「放射性物質、有毒化学物質またはその他の有害物質は、FSM 国家政府の明白な承認がなければ、FSM の管轄権の及ぶ範囲内において、実験し、貯蔵し、使用し、または処理することはできない」と規定されているので、実際の運用に際しては FSM の承認手続きが必要となろう。ただし、コスラエおよびヤップでは州憲法 (コスラエ Art.11, Sec.2, ヤップ Art.13, Sec.2) で核物質、核兵器の持ち込みを全面的に禁止しているので、いずれ解決しなければならない課題となろう。
- (24) 制憲会議で採択された修正案は24であったが、それとは別に議会が2つの修正案を採択したので、住民投票には26の修正案が提出された (King [1992], pp.184-185)。
- (25) 投票結果は、ポーンペイ、ヤップ各州は、酋長会議を常設の機関として創設するための修正案を除く、その他のすべての修正案に賛成、チューク州はすべての修正案に反対、コスラエ州は4つの修正案のみ賛成という結果になり、結局憲法第14条第1節に定める修正条項の要件である「4分の3以上の州の承認」を満たすコスラエ州が承認した4つの修正案のみが承認されるこ

とになった (King [1992], p.185)。

- (26) 承認された4修正案は次のとおり。(1)第9条第2節(P)の「主たる犯罪」を「国家の犯罪」に変更。(2)第11条第11節に次の条文を追加「判決の言い渡しに際しては、裁判所はFSMを本源とするもの(sources)を斟酌し、適用しなければならない。」(3)第13条第5節の条文を次のように変更「市民でない者、市民または政府により全面的に所有されていない法人による、土地使用のための無期限の賃貸借契約は禁止する。」(4)第9条第2節に新たに(r)項を設け、第3節(c)項を削除し、(d)項を繰り上げ新たに(c)項とした。第2節の新設(r)項の条文は次のとおり。「最低基準を設定し、外国からの援助に関する州の活動と調和させ、各州に訓練および援助を行い、後期中等教育および事業を準備し、行うことにより、教育および健康を促進すること。」(President of FSM, Proclamation of Amendment to the Constitution of FSM, proclaimed Aug.7, 1991)
- (27) 考えられる選択肢としては次の3つがある。(1)コモンウェルスのような、より緊密なアメリカとの関係、(2)現行と同様の自由連合、(3)アメリカ以外の国との連合関係。しかし、(2)の選択肢が最も可能性が大きい (*Pacific Magazine*. Jul./Aug., 1993, p.48)。
- (28) FSM政府発行の文書“FSM Investor’s Guide.” p.5。1992年7月に筆者がFSM政府から直接入手したもの。ただし、発行年月日は記されていない。文書の内容から判断して1991年末か92年初めに発行されたものと思われる。

〔参考文献〕

- American Journal of International Law* [1978], Vol.72, No.4., October.
- Crawford, James [1979], *The Creation of States in International Law*. New York: Oxford University Press.
- Far East and Australasia 1993* [1992], 24th ed., London: Europa Publications Ltd.
- Firth, Stewart [1989], “Sovereignty and Independence in the Contemporary Pacific,” *Contemporary Pacific*. Vol.1, No.1-2.
- FSM [1980], *Report of the Commission on Future Political Status & Transition*. Kolonia, Ponape.
- FSM, Congress [1986], *Congressional Resolution No.4-60, C.D.1, C.D.2, C.*

- D.3. 4th Cong., 2nd Sp. Sess., Kolonia, Ponape.
- Gale, Roger W. [1979], *The Americanization of Micronesia : A Study of the Consolidation of U.S. Role in the Pacific*. Washington, D.C.: U. Press of America.
- Government of FSM [1991], *Second National Development Plan, 1992-1996*.
- Hayes, Peter, et al. [1986], *American Lake*. Ringwood: Penguin Books Australia Ltd.
- Heine, Carl [1974], *Micronesia at the Crossroads : A Reappraisal of the Micronesian Political Dilemma*. Honolulu: University of Hawaii Press.
- James, Alan [1986], *Sovereign Statehood*. London: Allen & Unwin.
- The Joint Committee on Future Status, COM [1972], *Draft Compact of Free Association, 5th Round of Negotiations*.
- King, Joan [1991], "Micronesia in Review : Issues and Events, 1 July 1989 to 30 June 1990(FSM)," *Contemporary Pacific*. Vol.3, No.1.
- King, Joan [1992], "Micronesia in Review : Issues and Events, 1 July 1990 to 30 June 1991(FSM)," *Contemporary Pacific*. Vol.4, No.1.
- Leibowitz, Arnold H. [1989], *Defining Status : Comprehensive Analysis of United States Territorial Relations*. Dordrecht: Kluwer Academy Publishers.
- McHenry, Donald F. [1975], *Micronesia : Trust Betrayed*. New York: Carnegie Endowment for International Peace.
- Meller, Norman [1969], *The Congress of Micronesia : Development of the Legislative Process in the Trust Territory of the Pacific Islands*. Honolulu: University of Hawaii Press.
- Meller, Norman [1985], *Constitutionalism in Micronesia*. Honolulu: Institute for Polynesian Studies, Brigham Young University.
- Nufer, Harold F. [1978], *Micronesia Under American Rule*. Hicksville: Exposition Press.
- Office for Micronesian Status Negotiations [1976], *Micronesian Status Negotiations, 8th Round of Negotiations*. Washington, D.C.
- Office of the Convention President [1976], *Journal of the Micronesian Constitutional Convention of 1975*. Saipan.
- Plebiscite Commission, FSM [1983], *Final Report of the Plebiscite Commission on the Public Information Program and Plebiscite on the Future Political Status of FSM*. Vol.2, Kolonia.

- U.N. Trusteeship Council [1979], *Report of the U.N. Visiting Mission to Observe the Referendum in the Trust Territory of the Pacific Islands*. T/1795, New York.
- U.S. House. Committee on Interior and Insular Affairs, Subcommittee on Public Lands and National Parks [1983], *The Trust Territory of the Pacific Islands*. 98th Cong., 1st Sess.
- U.S. Congress, Senate [1984], *To Approve the Compact of Free Association, Hearings on S.J. Res. 286, Before the Sen. Comm. on Energy & Natural Resources*. S. Hrg. 1067. 98th Cong., 2nd Sess.
- U.S. Department of State [various issues], *Trust Territory of the Pacific Islands : Annual Report to the United Nations*. Washington, D.C.
- Washington Pacific Report* [1991], Vol.9, No.7, January.
- Webb, James H., Jr. [1974], *Micronesia and U.S. : Pacific Strategy, a Blueprint for the 1980s*. New York : Praeger Publishers.